

平成18年9月15日

「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」に関する ご意見の募集について

このたび、別添のとおり、「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」を公表するとともに、「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」についてご意見の募集を行いますので、お知らせいたします。

なお、本ガイドライン（たたき台）は、回復の見込みのない末期状態の患者に対する医療内容の決定手続きや患者の意思の確認方法など終末期医療に関する主な事項について、厚生労働省として広く関係者、国民の間の議論のたたき台を提供するものであり、今後、有識者からなる検討会を立ち上げ、幅広く議論を行っていただく予定です。

【別添資料】

別添1：「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」に関するご意見の募集について

別添2：終末期医療に関するガイドライン（たたき台）

「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」に関する ご意見の募集について

平成18年9月
厚生労働省 医政局総務課

厚生労働省では、回復の見込みのない末期状態の患者に対する医療内容の決定手続きや、患者の意思の確認方法など終末期医療に関するガイドラインの策定に関して検討を進めており、平成18年9月15日に「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」を、広く関係者、国民の間の議論のたたき台となるよう公表いたしました。

今後は、有識者からなる検討会を立ち上げ、幅広く議論を行っていくこととしておりますが、実際に終末期医療の問題に直面する国民の皆様や、医療に従事する皆様のご意見も踏まえながら、幅広く議論を進めるという観点から、終末期医療に関して国民の皆様のご意見をいただき、今後の検討の参考にさせていただくことといたしました。つきましては、「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」に対する意見など、今後の終末期医療のあり方についてご意見をお寄せいただきたいと思います。

なお、いただきましたご意見について、今後、検討等で公表させていただく（個人が特定されるような情報は秘匿いたします。）場合があります。また、ご意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点ご了承ください。

【提出先】

○ 電子メールの場合

- ・ ISEISOMU@mhlw.go.jp までお寄せ下さい。
- ・ メールのお題名は「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）への意見」として下さい。
- ・ ご意見につきましては、必ず下に示す様式に記入の上、ファイルを電子メールに添付して提出していただきますようお願いいたします。

○ 郵送の場合

送付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局総務課 終末期医療に関する意見募集担当宛

郵送による場合も、ご意見につきましては必ず次に示す様式に記入の上、提出していただきますようお願いいたします。

※ 電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承ください。

【参考】

- 終末期医療に関する調査等検討会報告書 ー今後の終末期医療の在り方についてー

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0723-8.html>

「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」へのご意見募集

このたびは、「終末期医療に関するガイドライン（たたき台）」にご意見を提出いただき、ありがとうございます。以下の要領に沿ってご意見を提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. ご自身の属性について（※ 必ずご記入ください。）

①年齢： _____（※ 下記より対応する番号をご記入ください。）

- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 |
| 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70歳以上 | |

②性別： _____（※ 下記より対応する番号をご記入ください。）

- | | |
|-------|-------|
| 1. 女性 | 2. 男性 |
|-------|-------|

③職業： _____（※ 下記より対応する番号をご記入ください。）

<医療関係者>

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------|
| 1. 医療機関経営 | 2. 医療機関職員（医療事務） | 3. 医師（勤務） |
| 4. 医師（開業） | 5. 歯科医師（勤務） | 6. 歯科医師（開業） |
| 7. 看護師 | 8. 准看護師 | 9. 保健師 |
| 10. 助産師 | 11. 薬剤師（薬局勤務） | 12. 薬剤師（病院勤務） |
| 13. その他医療関係職種 | | |

<医療関係者以外>

- | | | |
|---------------|----------|------------|
| 14. 会社員 | 15. 会社役員 | 16. 自営業 |
| 17. 公務員 | 18. 教員 | 19. 社会福祉関係 |
| 20. パート・アルバイト | 21. 学生 | 22. 無職 |

2. ご意見について（※ 記入の方法は、参考例を参照ください。）

(1) ご意見を提出される点

◆項目番号： _____

◆内 容： _____ について

(2) ご意見

参考：記入例

例：患者の意思の確認ができない場合についてご意見をいただく場合

(1) ご意見を提出される点

◆項目番号： 2 (1)

◆内 容： 患者の意思の確認ができない場合 について

(2) ご意見

※ ご意見をご自由に記載してください。

終末期医療に関するガイドライン（たたき台）

本ガイドライン（たたき台）は、患者の意思の確認方法、治療内容の決定手続きなど終末期医療に関する主な事項について、厚生労働省として広く関係者、国民の間の議論のたたき台を提供するものである。

今後、有識者からなる検討会を立ち上げ、幅広く議論を行っていただく予定である。

1 終末期医療及びケアのあり方

- ① 終末期における医療内容の開始、変更、中止等は、医学的妥当性と適切性を基に患者の意思決定を踏まえて、多専門職種 of 医療従事者から構成される医療・ケアチームによって慎重に判断すべきである。
- ② 可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、患者・家族の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行うことが必要である。
- ③ どのような場合であっても、「積極的安楽死」や自殺幇助等の死を目的とした行為は医療としては認められない。

2 終末期医療及びケアの方針の決定手続

終末期医療及びケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 患者の意思の確認ができる場合

- ① 専門的な医学的検討を踏まえた上でインフォームドコンセントに基づく患者の意思決定を基本とし、多専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームとして行う。
- ② 治療方針の決定に際し、患者と医療従事者とが十分な話し合いを行い、患者が意思決定を行い、その合意内容を文書にまとめておくものとする。

上記の場合は、時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じて、その都度説明し患者の意思の再確認を行うことが必要である。

(2) 患者の意思の確認ができない場合

患者の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等の話等から患者の意思が推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- ② 患者の意思が推定できない場合には、家族等の助言を参考にして、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
- ③ 家族や家族に準ずる者がいない場合、家族等が判断を示さない場合、家族等の中で意見がまとまらない場合等には、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。

(3) 多専門職種からなる委員会の設置

上記(1)、(2)の場合において、治療方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で病態等により医療内容の決定が困難な場合
- ・患者と医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合

等については、医療・ケアチームと同様の複数の専門職種からなる委員会を別途設置し、治療方針等についての検討・助言を行うことが必要である。